



二項を加える。

2 所属長(埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)第二条第一項に規定する所属長をいう。以下同じ。)は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により職員から申出があつた場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を午後零時から一時間とすることができる。この場合における当該職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

3 所属長は、第一項の規定により休憩時間が四十五分間とされている職員に対し、同項で規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時十五分までとし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。

第二条に見出しとして「勤務時間の割振り等の特例」を付し、同条第二項中「埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)第二条第一項に規定する所属長をいう。以下同じ。」を削る。

本則に次の一条を加える。

(休憩時間における勤務命令)

第三条 所属長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第一条の規定により定められた休憩時間の制限においても勤務することを命ずることがができる。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の制限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

別表職員課の項休憩時間の欄、県政情報センターの項休憩時間の欄、防災航空センターの項休憩時間の欄、環境科学国際センターの項休憩時間の欄、総合リハビリテーションセンターの項休憩時間の欄、精神保健福祉センターの項休憩時間の欄及び児童相談所の項休憩時間の欄中「45分」を「45分又は1時間」に改め、同表埼玉県園の項休憩時間の欄中「45分とし」を「45分又は1時間とし」に改め、同表県立大学の項休憩時間の欄中「又は50分」を「、50分又は1時間」に改め、同表高等看護学院の項休憩時間の欄及び農林総合研究センターの項休憩時間の欄中「45分とし」を「45分又は1時間とし」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月一日から施行する。

## 埼玉県訓令第二十三号

本 庁  
地 域 機 関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表総合リハビリテーションセンターの項休憩時間の欄、中央児童相談所の項休憩時間の欄、越谷児童相談所の項休憩時間の欄、秩父高原牧場の項休憩時間の欄及び花と緑の振興センターの項休憩時間の欄中「45分とし」を「45分又は1時間とし」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月一日から施行する。

## 埼玉県教育委員会訓令第七号

埼玉県教育局  
県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程(昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条に見出しとして「勤務時間の割振り及び休憩時間」を付し、同条に次の二項を加える。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により職員から申出があつた場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を午後零時から一時間とすることができる。この場合における当該職

員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

3 所属長は、第一項の規定により休憩時間が四十五分間とされている職員に対し、同項で規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時十五分までとし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。

第二条に見出しとして「勤務時間の割振り等の特例」を付す。  
本則に次の一条を加える。

(休憩時間における勤務命令)

第三条 所属長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、第一条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができない。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。  
別表福利課の項休憩時間の欄中「四十五分」を「四十五分間又は一時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年十二月一日から施行する。

## 管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十六号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

埼玉県公営企業管理者 今 井 大 輔

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程(昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この規程において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

一 企業局長 公営企業管理者

二 参事、管理担当部長、水道担当部長、副参事並びに局の主幹及び主査 企業局長

三 総務課長、財務課長、地域整備課長、電気課長、入札企画室長、主席工事検査員、地域整備事務所長及び発電総合事務所長 管理担当部長

四 水道業務課長、水道施設課長、水道建設課長、浄水場長、水質管理センター所長及び水道建設事務所長 水道担当部長

五 前各号及び次号に掲げる職員以外の職員 所属する課の課長又は入札企画室長

六 地域機関の職員(地域機関の長を除く。) 所属する地域機関の長

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、所属長が第四条第二項の規定により休憩時間を午後零時から一時間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

第三条第四項中「第二項」を「第三項」に、「所属長」を「課長等」に改める。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「所属長」を「課長等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により職員から申出があった場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を午後零時から一時間とすることができる。

第四条の次に次の一条を加える。

(休憩時間における勤務命令)

第四条の二 所属長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

第五条中「所属長」を「課長等」に改める。

第六条中「前三条」を「前四条」に改め、同条の表休憩時間の欄中「四十五分」の下に「又は一時間」を加え、同条に次の一項を加える。

2 所属長は、第四条第一項の規定により休憩時間が四十五分間とされている職員に対し、第三条第二項に規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時



十五分から午後五時十五分までとし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。

第九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により日勤の職員から申出があった場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を一回、一時間とすることができる。この場合における当該職員の終業時刻は、午後五時三十分とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(休憩時間における勤務命令)

第九条の二 所長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、所長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

第十条の次に次の一条を加える。

(勤務時間の割振り等の特例)

第十条の二 所長は、第九条第一項の規定により休憩時間が一回、四十五分間とされている日勤の職員に対し、第八条第一項に規定する始業時刻前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時十五分までとし、休憩時間を一時間とすることができる。

附 則

この規程は、平成十九年十二月一日から施行する。

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

埼玉県病院局職員就業規程十三号

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年十一月三十日

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程 伊 能 睿

埼玉県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員就業規程(平成十四年埼玉県病院局職員就業規程第三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この規程において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- 一 病院局長、病院事業管理者
- 二 経営管理課長、入札企画室長及び病院の長、病院局長
- 三 前各号に掲げる職員以外の職員、経営管理課長、入札企画室長又は病院の長の第三号第二項に次のただし書を加える。

ただし、所属長が第四条第二項の規定により休憩時間を午後零時から一時間とした職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時三十分までとする。

第三条第四項中「管理者」を「所属長」に改める。

第四条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により職員から申出があった場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を午後零時から一時間とすることができる。

3 再任用短時間勤務職員の休憩時間は、前二項の規定にかかわらず、業務の実情に応じ、所属長が定める。

第四条の次に次の一条を加える。

(休憩時間における勤務命令)

第四条の二 所長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前条の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、所属長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同条の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

第九条に次の二項を加える。

2 病院長は、前項の規定にかかわらず、健康の増進、疲労の回復その他の理由により職員から申出があった場合には、その業務に支障を来さない限り、当該職員の休憩時間を一回、一時間とすることができる。

3 前二項の休憩時間は、勤務時間に含まれないものとする。

(休憩時間における勤務命令)

第九條の二 病院長は、職務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、職員に対し、前條の規定により定められた休憩時間の時限においても勤務することを命ずることができる。この場合において、病院長は、当該職員の休憩時間を確保するため、当該勤務日の勤務時間内において同條の規定により定められた休憩時間の時限とは異なる時限を定めて、当該職員に休憩時間を与えなければならない。

第十三條に次の二項を加える。  
2 所属長は、第四條第一項の規定により休憩時間が四十五分間とされている職員に対し、第三條第二項に規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時十五分までとし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。

3 病院長は、第九條第一項の規定により休憩時間が一回、四十五分間とされている職員に対し、別表第一に定める始業時間前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、同表に定める始業時間を十五分間繰り上げ、休憩時間を一時間とすることができる。

別表第一に備考として次のように加える。  
備考 第九條第二項の規定により休憩時間を一回、一時間とした職員の終業時間は、各勤務区分ともに五分間繰り下がる。

別表第二循環器・呼吸器病センターの項休憩時間の欄中「五分とし」を「五分又は一時間とし」に改め、同表循環器・呼吸器病センターの項勤務時間の割り振りの欄中「所属長」を「病院長」に改め、同表循環器・呼吸器病センターの項週休日の欄、がんセンターの項週休日の欄、小児医療センターの項週休日の欄及び精神医療センターの項週休日の欄中「所属長」を「病院長」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年十二月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百三十九号

第七号) 第二十五條第四項の規定により  
特定非営利活動促進法(平成十年法律 定款の変更の認証を受けようとする特定

非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十條第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地区創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十一月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人荒川流域ネットワーク

三 ワーク

代表者の氏名

双木 小百合

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市大字南峯四百番地四

五 定款に記載された目的

この法人は埼玉の母なる河・荒川流域の全流域の住民、子どもたちに対し、東京湾までを視野に入れた市民主体の一斉水質調査・川辺環境調査活動をベースに、河川浄化と水辺の良好な自然環境の保全・回復に努め、親しめ

る川づくりを目指すことを目的とする。

埼玉県告示第七百四十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四條、第百十七條及び第百十八條の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

一 募集期募集区分

イ 二等陸士(男子)

ロ 二等海士(男子)

ハ 二等空士(男子)

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八條第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

第一回 平成十九年十二月十日から

平成二十年一月十一日まで

第二回 平成二十年一月二十一日から

平成二十年一月三十一日まで

第二回 平成二十年一月二十一日から

ら二月八日

五 入隊時期

平成二十年三月又は四月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

第一回 平成二十年一月十九日

第二回 平成二十年二月十六日

ロ 試験場の位置及び名称

第一回 狭山市稲荷山二丁目三番

航空自衛隊入間基地

第二回 さいたま市北区日進町一

丁目四十番七号

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊

埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区

常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎

三階 電話〇四八―八三一―一六〇四

三)及び各地域事務所において受け付

ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ さいたま市大宮区桜木町二丁目三

百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま

地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二

〇)

ロ 所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿

島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域

事務所

(電話〇四―二九二二―四六九

一)

ハ 練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞

駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域

事務所

(電話〇四八―四六六―四四三

五)

ニ 熊谷市筑波三丁目九十番地一国際

ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域

事務所

(電話〇四八―五二二―四八五

五)

ホ 秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域

事務所

(電話〇四九四―二二一―六一五

七)

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

自動車税等収納磁気テープ作成業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務総合オンライン担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3

丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年9月28日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号

5 契約金額

別表のとおり

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1

項第2号に該当

別表

業務区分	契約金額(1件当たりの単価(消費税は除く。))
自動車税及び自動車取得税収納金日計表データエントリ	17,35円
自動車税及び自動車取得税領収済通知書データエントリ	15,43円
自動車税及び自動車取得税OCR読み取り料	6,40円
自動車税及び自動車取得税磁気テープ作成手数料	13,15円

埼玉県告示第七百四十二号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十四年埼玉県告示第千六百七号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

埼玉県告示第七百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月三十日

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

表A, PEX DPF(1シリーズ) (2シリーズ) (3シリーズ) (4シリーズ) (5シリーズ)の項を削る。

埼玉県告示第七百四十三号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十五年埼玉県告示第九百六号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

表A, PEX CATA(A, PEX CATA Mシリーズ)(A, PEX CATA Hシリーズ)の項を削る。

埼玉県告示第七百四十四号

粒子状物質を減少させる装置の指定を取り消したので、平成十八年埼玉県告示第五百七十一号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

なお、この指定の取消し前に装着された装置については、取消しの効力は及ばない。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

表A, PEX NPR(NPR-3-01)(NPR-3-02)の項を削る。

埼玉県告示第七百四十五号

粒子状物質を減少させる装置の指定に変更があったので、平成十九年埼玉県告示第百十五号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改

正する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

表ディゼック(Dee-See-SI)の項中「株式会社徳大寺自動車文化研究所」を「株式会社T-TECH」に改める。

埼玉県告示第七百四十六号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、平成十九年埼玉県告示第八百二号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

表中表の部分の次のように改める。

指定する減少装置の名称等	名 称	方式による区分	装着時期による区分	製作者又は販売する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
ACR N XPR (ACR NPR-2-01)	DPF	初度登録後	株式会社ACR 松岡 朋子	日産ディーゼル工業株式会社製RF8型若しくはRG8型若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製8DC9型若しくは8DC11型の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又は日産ディーゼル工業株式会社製RG8型若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製8DC11型の原動機を搭載する自動車のうち、平成		



ACR N XPR (ACR NXPR— 3—03)	ACR N XPR (ACR NXPR— 4—01)		11年規制に適合するもの 日産ディーゼル工業株式会社製FE6型(170PS/195PS)、日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型(200PS/215PS)若しくは三菱ふそうトラック・バス株式会社製6D16型若しくは6D17型(200PS/220PS)の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの又は日産ディーゼル工業株式会社製FE6型若しくは日野自動車株式会社製J07C型若しくはJ08C型の原動機を搭載する自動車のうち、平成10年規制に適合するもの	
--	--	--	--	--

表備考に次のように加える。

- 5 平成11年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成8年運輸省令第4号)及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成9年運輸省令第22号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

埼玉県告示第十七百四十七号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、平成十九年埼玉県告示第十二百二十六号(粒子状物質を減少させる装置の指定について)の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田 清司

表中表の部分き次のように改める。

指定する減少装置の名称等	製作又は販売する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
名称 (型式) 方式による区分 ACR P MR (ACR PMR—5 —01)	装着時期による区分 初度登録後 株式会社ACR 松岡 朋子	トヨタ自動車株式会社製5L型又は日産ディーゼル工業株式会社製QD32型(100PS/105PS/110PS)若しくはTD27型の原動機を搭載する自動車のうち、平成9年規制に適合するもの	
NOx・PM低減装置 (Econix—L 103)	初度登録後 林化成株式会社 林 久二	いすゞ自動車株式会社製10PE1型、日産ディーゼル工業株式会社製RF8型若しくはRG8型、日野自動車株式会社製F	



				20C型又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製8 DC9型、8 DC11型若しくは8 M20型の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの
--	--	--	--	--

埼玉県告示第七百四十八号

埼玉県生活環境保全条例(平成十三年埼玉県条例第五十七号)第三十二条第二項の規定に基づき、粒子状物質を減少させる装置を指定したので、次のとおり告示する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田 清 司

指定する減少装置の名称等	名称	方式による区分	装着時期による区分	製作者又は販売する者の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	装着対象自動車	その他の条件
A' P E X D P F (1シリース)(2シリース)(3シリース)(4シリース)(5シリース)	酸化触媒等	初度登録後	株式会社 E S R 松岡 寛	排気量が32,000cc程度までの原動機を搭載する自動車	主として一般道路を走行する場合に限る。	
A' P E X C A T A (A' P E X C A T A Mシリース)	酸化触媒等	初度登録後	株式会社 E S R 松岡 寛	いすゞ自動車株式会社製4 HE1型、4 HF1型、4 HG1型、4 HJ1型、4 JG2型、6 HE1型、6 HH1型、6 SD1型、6 WA1型、6 WF1型、6 WG1型、8 PE1型、	主として一般道路を走行する場合に限る。	

X C A T A Hシリース)

10PE1型、10TD1型若しくは12PE1型、トヨタ自動車株式会社製1 HD型、1 HZ型、1 KZ型、2 C型、2 L型、3 B型、3 L型若しくは15 B型、日産ディーゼル工業株式会社製ED35型、FD46型、FE6型、GE13型、MD92型、NF6型、PF6型、PG6型、QD32型、RF8型、RG8型、RH8型、RH10型、TD25型、TD27型若しくはTD42型、日野自動車株式会社製FI7D型、F20C型、F21C型、J05C型、J07C型、J08C型、K13C型、K13D型、K13U型、M10U型、P11C型、V26C型若しくはW04C型、ヤマダ株式会社製R2型、RF型、VS型若しくはWL型又は三菱ふそうトラック・バス株式会社製4 D33型、4 D34型、4 D35型、4 D36型、4 D56型(85 PS)、4 D68型、4 DR5型、4 M40型、4 M50型、4 M51型、6 D16型、6 D17型、6 D24型、6 D40型、8 DC9型、8 DC11型、8 M20型、8 M21型、8 M22型若しくは10 M20型の原動機を搭載する自動車のうち、平成6年規制に適合するもの

				いすゞ自動車株式会社製 4HF1型、4HG1型、 4HJ1型、4HK1型、 4JG2型、6HH1型、 6HK1型、6HL1型、 6SD1型、6TE1型、 6WF1型、6WG1型、 8PE1型、8TD1型、 10PE1型若しくは10TTD 1型、トヨタ自動車株式 会社製1HD型、1HZ 型、1KZ型、3C型、 4B型、5L型若しくは 15B型、日産ディーゼル 工業株式会社製FD46 型、FE6型、GEI3型、 MD92型、PF6型、QD 32型、RG8型、RH8型、 RH10型、TD27型、TD 42型若しくはZD30型 (77KW)、日野自動車株 式会社製F17D型、F21 C型、J05C型、J07C型、 J08C型、KI3C型、P11 C型、S05C型、S05D型 若しくはW04C型、マ ツダ株式会社製R2型、 RF型、VS型若しくは WL型又は三菱ふそうト ラック・バス株式会社製 4D33型、4D68型、4 M40型(69KW)、4M50 型、4M51型、6M60型、 6M61型、6M70型、8 DC11型、8M21型、8 M22型若しくは10M21型 の原動機を搭載する自動 車のうち、平成10年規制 に適合するもの
--	--	--	--	--

A' P E X N P R (N P R— 3—01) (N P R— 3—02)	D P F	初度登 録後	株式会社ES R 松岡 寛	いすゞ自動車株式会社製 6HH1型(175PS/210 PS)原動機を搭載する 自動車のうち、平成6年 規制に適合するもの いすゞ自動車株式会社製 6HH1型(225PS)原 動機を搭載する自動車の うち、平成10年規制に適 合するもの	主として一般道 路を走行する場 合に限る。
スモークパ スターN シリーズ (KAM— 18N型)	D P F	初度登 録後	株式会社ケミ カルオー ト 能井 茂	日産ディーゼル工業株式 会社製RF8型若しくは RG8型、日野自動車株 式会社製F20C型又は三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製8DC9型若 しくは8DC11型の原動 機を搭載する自動車のう ち、平成6年規制に適 合するもの	
スモークパ スターN シリーズ (KAM— 08N型)				日産ディーゼル工業株式 会社製FE6型、日野自 動車株式会社製J07C型 若しくはJ08C型又は三 菱ふそうトラック・バス 株式会社製6D16型の原 動機を搭載する自動車の うち、平成6年規制に適 合するもの	

備考

- 1 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「DPF」(ディーゼルパティキュレートフィルター)とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を捕集することにより減少させる方式をいう。
- 2 「指定する減少装置の名称等」の「方式による区分」の欄の「酸化触媒等」

とは、軽油を燃料とする自動車の排気管等に装着して、当該自動車から排出される粒子状物質を触媒の酸化作用により減少させる方式など「DPF」以外の方法により粒子状物質を減少させる方式をいう。

3 「指定する減少装置の名称等」の「装着時期による区分」の欄の「初度登録後」とは、装着時期(当該減少装置を当該自動車に装着する時期のことをいう。)が、当該自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により登録を初めて受ける日以後であることをいう。

4 平成6年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成3年運輸省令第3号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

5 平成10年規制とは、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(平成8年運輸省令第4号)による改正後の道路運送車両の保安基準に定める自動車排出ガスの量に係る規制をいう。

埼玉県告示第七百四十九号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第二号)附則第二条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり行う。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
学説試験 平成二十年二月二十日(水)	さいたま市見沼区東大宮一―三十五 埼玉歯科技工士専門学校
実地試験 平成二十年二月二十一日(木)	さいたま市見沼区東大宮一―三十五 埼玉歯科技工士専門学校

二 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十年一月十五日(火)及び一月十六日(水)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで

まび

埼玉県保健医療部保健医療政策課

五 合格発表

平成二十年三月十九日(水)から三月二十一日(金)

埼玉県告示第七百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷺宮

鷺宮町桜田二丁目六番地一 他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行なう者

株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社セキ薬品 代表取締役 関 伸治  
杉戸町高野台四丁目九番二号 他二件

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月十六日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

七千九百三十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 三五〇台

屋上駐車場 位置 図面省略 収容台数 一八四台

合計 五三四台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜四 位置 図面省略 収容台数 二二七台

自動二輪用 図面省略 収容台数 一一台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設一〜三 位置 図面省略 面積 三六六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設一〜四 位置 図面省略 容量 八二・八立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ベルク 午前九時から翌午前〇時

株式会社セキ薬品 午前十時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時

株式会社ケーヨー 午前九時三十分から午後八時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口一〜四 位置 図面省略 出入口 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 二十四時間

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前九時

ト 届出年月日

平成十九年十一月十五日

二 縦覧期間

平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課



埼玉県告示第七百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール川口キャラ

川口市前川一の一の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 専門店 午前十時から午後十時

(変更後) 専門店 午前十時(年間八十日午前九時)から午後十時

ハ 変更年月日



平成十九年十一月二十三日  
二 届出年月日  
平成十九年十一月十九日

二 縦覧期間

平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月三十日から平成二十年三月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百五十二号

川島町から川越都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百五十三号

川島町から川越都市計画地区計画の変更

更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百五十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、越谷駅東口市街地再開発組合から理

事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

氏名 高藤 弥  
住所 越谷市弥生町十二番二十六号

埼玉県告示第七百五十五号

平成七年埼玉県告示第九百五十五号(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成十九年十二月三日から施行する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県知事 上田清司

二中「埼玉県内に所在する店舗」を「国内に所在する店舗」に改める。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県飯能県土整備事務所長

一 許可番号

平成十九年十月二十二日

根岸 功

指令飯整第一九〇〇二九一号  
二 検査済証番号  
平成十九年十一月二十二日

飯整第一九〇〇四三号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四

二二一番一の一部、二二二一番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷一〇四  
一 番地  
鎌北建設株式会社

代表取締役 鎌北 龍児

埼玉県教委告示第三十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年十一月三十日

埼玉県教育委員会委員長

高橋 史朗

一 日時

平成十九年十二月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第百三十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十九年十一月三十日

埼玉県選管告示第百三十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成19年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

小野 秀 雄	後 援 会	小 野 潔	東 治 子	吉川市中曾根二一六一六	平成十九年十月二十六日
柿 沼 秀 雄	後 援 会	柿 沼 秀 雄	柿 沼 央 芳	北埼玉郡北川辺町柳生二五三九	平成十九年十月三日
かたの 庄 一	後 援 会	横 田 光 晴	片 野 三 代 吉	北埼玉郡北川辺町向古河一九六九	平成十九年十月五日
神 谷 大 輔	後 援 会	神 谷 大 輔	橋 本 利 弘	朝霞市東弁財三二四一六	平成十九年十月九日
公明党をサポートする埼玉の会		宮 地 正 介	和 田 清 志	さいたま市浦和区高砂三一六一一五相模屋ビル	平成十九年十月十日
小 宮 光 枝	後 援 会	中 村 ゆ り か	中 村 有 梨 亜	新座市馬場三二七二二三	平成十九年十月二十四日
小山かおると明日の朝霞を考える会		重 国 博 司	金 田 功	朝霞市仲町二二二三八一八〇五	平成十九年十月九日
桜 ひ ろ 子	後 援 会	増 田 長 蔵	福 島 充	新座市野火止五二二九一一二	平成十九年十月二十九日
佐原のりひさを市政に送る会		泉 川 眞 洋	新 井 紀 一	新座市新座三二二一〇一三〇二	平成十九年十月十六日
市民参加の所沢を創る会		木 下 厚	川 村 一 昭	所沢市寿町一三一武藤ビル三F	平成十九年十月二日
しんどう 功	後 援 会	植 野 利 治	橋 本 金 明	桶川市坂田四一九一	平成十九年十月三日
そのだ 照 吉	後 援 会	大 河 原 八 郎	橋 本 金 実	北埼玉郡北川辺町柳生一七一一三	平成十九年十月四日
チェンジあげお市民の会		下 里 孝 典	互 井 一 臣	上尾市仲町二一六一二一〇三号室	平成十九年十月二十五日
ところさわ34万都市を考える会		山 下 正 之	柿 沼 英 雄	所沢市小手指町五一二一四〇	平成十九年十月三日
所沢のヒラリー!を支援する会		荻 野 光 男	中 井 眞 二 郎	所沢市旭町一六一七ポッポスクエア一〇二号室	平成十九年十月五日
中島みちはる 後援会		村 上 昇	野 村 一 彦	吉川市栄町一五六二一九	平成十九年十月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人蓬萊会 特別養護老人ホーム こころ三芳	さいたま市西区大字佐知川一五二二番地一
老人ホーム	社会福祉法人友好会 特別養護老人ホーム 遊美園	入間郡三芳町大字北永井九四六番一

平成十九年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

ながさわ純後援会 長澤純 横田勇次 上尾市瓦葺二八三六一コスモ東大宮二〇二 平成十九年十月一日  
 野中よしこ後援会 野中芳子 野中美和 北埼玉郡北川辺町柳生二六六一 平成十九年十月十日  
 働くかあさんの会 藤本初江 山内レイ子 上尾市小泉四一五一一 平成十九年十月二十二日  
 もとやまよし子後援会 本山好子 本山文省 朝霞市本町一三三三四八一六〇一 平成十九年十月十二日  
 やすだ真也後援会 安田真也 安田弥佳 吉川市保六五〇高鹿荘二〇五号 平成十九年十月四日  
 渡辺こういち後援会 渡辺健 渡辺喜代志 上尾市瓦葺七〇八 平成十九年十月十一日

埼玉県選挙告示第三百三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、  
 次の政治団体から異動の届出があった。  
 (平成19年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

公明党川越総支部

代 表 者

石川隆二  
川越市新宿町六一五一八

江田俊雄  
川越市中老袋八二二三

平成十九年十月二日 右

公明党越谷総支部

代 表 者

藤林富美雄  
越谷市蒲生西町一八四七

川島秀男  
越谷市千間台西五一七七

平成十九年十月二日 右

社会民主党浦和支部

代 表 者

船岡弘治

田口公郎

平成十九年十月九日

社会民主党越谷支部

代 表 者

川津正男

松苗真吉

平成十九年十月十一日

社会民主党所沢支部

代 表 者

松本明久  
所沢市北有楽町三一四一六

岡本富夫  
所沢市緑町一一九一桜井ビル三F

平成十九年十月二日 右

民主党埼玉県第6区総支部

代 表 者

長嶋元種  
春日部市柏壁三一〇四五七〇五号

石倉一美  
春日部市柏壁東一一五四三二五〇一

平成十九年十月十九日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

いわや一弘後援会

代 表 者

春日部市柏壁三一〇四五七〇五号

加藤正男

平成十九年十月十七日

川越大好きまちづくり市民の会

代 表 者

野本臣吾

小山かおると明日の朝霞をを考える会

平成十九年十月三日

小山香と明日の朝霞をを考える会

代 表 者

小山香と明日の朝霞をを考える会

加藤佳子

平成十九年十月二十二日

埼玉県市民ネットワーク

代 表 者

神田順子  
山内美代

池田妙子

平成十九年十月三十日

斎藤雄二後援会

代 表 者

さいたま市北区吉野町二一七二一三

金子勉

平成十九年十月二日 右

平成十九年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

白川秀嗣を支える市民の会	白川ひでつぐ後援会	だ い ご 清 後 援 会	丸山眞司政策研究所	ローカルマニフェストで新しい幸手市をつくる会
代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者	代 表 者
渡邊初江	岡村宣夫	渡邊初江	小寺 仁	児玉郡上里町神保原町二六八
関根 功	伊藤 幹 夫	関根 功	高橋 優	本庄市小島南四―一―一
平成十九年 十月 十八日	平成十九年 十月 十八日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 十月 一日

埼玉県選管告示第三百三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成19年10月1日)〜10月31日受理分。記載順序は五十音順。

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。  
平成十九年十一月三十日  
埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

(一) 政党の支部

政治 団 体 の 名 称	解 散 年 月 日	届 出 年 月 日
自由民主党埼玉県北第六区第三支部	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十二日
自由民主党埼玉県南第十二区第一支部	平成十九年 十月 十九日	平成十九年 十月 十九日

(二) その他の政治団体

石 塚 眞 後 援 会	い そ べ 孝 司 後 援 会	内 田 ひ さ え 後 援 会	川 島 ひ ろ よ 後 援 会	北 田 き よ し 後 援 会	こ ば や し 金 治 後 援 会	志 賀 久 男 後 援 会	し ま の 直 後 援 会	し も だ の 雅 弘 後 援 会	鈴 木 い さ お 後 援 会
平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 十六日	平成十九年 十月 二十八日	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 九月 三十日	平成十九年 十月 十九日	平成十九年 九月 二十八日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十日
平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 十七日	平成十九年 十月 二十九日	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 一日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十五日



別記二(平成19年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

鈴木 かつえ 後援会  
 せんが 洋子 後援会  
 田口 くに お政 経懇話会  
 武川 重次 後援会  
 直口 ますお 町政 懇談会  
 富原 爽 埼玉 県後援 会  
 中村 こうじ 政経 懇話会  
 根岸 きよ子 後援 会  
 野沢 きよこ 後援 会  
 二場 康江 後援 会  
 増田 いくお 後援 会  
 丸山 しんじ 後援 会  
 みら さいく クラ ブ  
 村田 まさよし 後援 会  
 やは まぎ一三 後援 会  
 若月 まささる 後援 会  
 わた なべ四郎 後援 会

(一) 政党の支部

政治団体の名称  
 社会民主党 所沢支部  
 自由民主党 大滝村支部  
 自由民主党 埼玉県塩政支部  
 自由民主党 横瀬支部  
 (二) その他の政治団体

政治団体の名称

かたの 庄一 後援会  
 税理士による 土屋品子 後援会  
 その だ照吉 後援会

別記三

政治団体の名称 自由民主党埼玉県北第六区第三支部

平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 二日	平成十九年 九月 十六日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 九月 三十日	平成十九年 九月 二十日	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 三十日	平成十九年 十月 十日	平成十九年 十月 十五日	平成十九年 十月 十五日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三十一日
平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 十一日	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 二十六日	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三十日	平成十九年 十月 十日	平成十九年 十月 十九日	平成十九年 十月 十九日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 三十一日

解散年月日

平成十九年 十月 一日	平成十九年 十月 十一日	平成十九年 十月 十五日	平成十九年 十月 八日
平成十九年 十月 二日	平成十九年 十月 十一日	平成十九年 十月 十五日	平成十九年 十月 十日

解散年月日

平成十九年 九月 二十五日	平成十九年 九月 三十日	平成十九年 九月 三十日
平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 十月 四日

報告年月日 平成19年10月12日

(平成18年分)

1 収入・支出の総額							
(1) 収入総額		645,200円					
ア 前年繰越額		272,600円					
イ 本年収入額		372,600円					
(2) 支出総額		642,000円					
2 収入・支出の内訳							
(1) 収入の内訳							
ア 寄附							
ア 寄附							
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
自由民主党埼玉県熊谷支部							
合 計		372,600円					
[寄附の内訳]							
ア 政治団体からの寄附							
(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)					
ア 政治団体からの寄附							
ア 寄附							
ア 寄附							
イ 法人その他の団体からの寄附							
10万円未満の収入							
合 計		403,814円					
[寄附の内訳]							
ア 法人その他の団体からの寄附							
(団体の名称)	(金額)	(事務所の所在地)					
ア 法人その他の団体からの寄附							
関東いすゞ自動車株式会社	400,000円	春日部市					
(2) 支出の内訳							
ア 経常経費							
ア 経常経費							
イ 政治活動費							
イ 政治活動費							
ア 寄附・交付金							
合 計		3,424,004円					
1 収入・支出の総額							
(1) 収入総額		3,200円					
ア 前年繰越額		3,200円					
イ 本年収入額		0円					
(2) 支出総額		3,200円					
2 収入・支出の内訳							
(1) 支出の内訳							
政治団体の名称	石塚眞後援会						

<p>資金管理団体の届出をした者の氏名 石塚 眞</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 さいたま市議會議員</p> <p>報告年月日 平成19年10月3日</p> <p>(平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 いそべ孝司後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 機部孝司</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 川口市議會議員</p> <p>報告年月日 平成19年10月17日</p> <p>(平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 31,655円</p> <p>ア 前年繰越額 8,017円</p> <p>イ 本年収入額 23,638円</p> <p>(2) 支出総額 31,655円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 寄附</p> <p>ア 寄附 付</p> <p>(イ) 寄附 付</p> <p>合計 a 政治団体からの寄附</p> <p>〔寄附の内訳〕</p> <p>ア 政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地)</p> <p>その他の寄附 23,638円</p> <p>(2) 支出の内訳</p> <p>ア 政治活動費 20,000円</p> <p>イ 組織活動費 11,655円</p> <p>ウ 調査研究費</p>	<p>合計 31,655円</p> <p>政治団体の名称 内田ひさえ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 内田久江</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 ふじみ野市議會議員</p> <p>報告年月日 平成19年10月29日</p> <p>(平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 川島ひろよ後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 川島裕代</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 北本市議會議員</p> <p>報告年月日 平成19年10月31日</p> <p>(平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 0円</p> <p>(2) 支出総額 0円</p> <p>政治団体の名称 北田きよし後援会</p> <p>報告年月日 平成19年10月22日</p> <p>(平成19年分)</p> <p>1 収入・支出の総額</p> <p>(1) 収入総額 1,846,178円</p> <p>ア 前年繰越額 0円</p> <p>イ 本年収入額 1,846,178円</p> <p>(2) 支出総額 1,846,178円</p> <p>2 収入・支出の内訳</p> <p>(1) 収入の内訳</p> <p>ア 寄附 付</p> <p>(イ) 寄附 付</p>
---	---

a 個人からの寄附 合計 〔寄附の内訳〕		1,846,178円 1,846,178円	報告年月日 平成19年10月1日 (平成19年分)	1,206,542円 206,542円 1,000,000円 1,203,532円
ア 個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所) 北田 千恵子 1,500,000円 沢 市 鈴木 邦彦 300,000円 狭 山 市 その他の寄附 46,178円		1,846,178円	1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 (2) 支出総額	0円 0円 0円
(2) 支出の内訳 ア 経常経費 (ア) 人件費 432,000円 (イ) 光熱水費 44,041円 (ロ) 備品・消耗品費 7,236円 (ハ) 事務所費 838,376円 イ 政治活動費 (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 405,875円 a 宣伝事業費 405,875円 (イ) その他の経費 118,650円 合計 1,846,178円		政治団体の名称 志賀久男後援会 報告年月日 平成19年10月12日 (平成18年分)	政治団体からの寄附 (団体の名称) (金額) (事務所の所在地) 直心会 1,000,000円 熊 谷 市	1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円
1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 0円 (2) 支出総額 0円		政治団体の名称 志賀久男後援会 報告年月日 平成19年10月22日 (平成19年分)	ア 経常経費 (ア) 人件費 60,000円 (イ) 光熱水費 8,000円 (ロ) 備品・消耗品費 18,000円 (ハ) 事務所費 120,000円 イ 政治活動費 997,532円 (ア) 組織活動費	997,532円



報 告 書

合 計		1,203,532円
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入 総 額	3,010円	
ア 前 年 繰 越 額	3,010円	
イ 本 年 収 入 額	0円	
(2) 支 出 総 額	3,010円	
2 収入・支出の内訳		
(1) 支 出 の 内 訳		
ア 経 常 経 費		
(イ) 備品・消耗品費	3,010円	
合 計	3,010円	
政治団体の名称	しもだ種弘後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	霜 田 種 弘	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	さいたま市議会議員	
報 告 年 月 日	平成19年10月12日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	0円	
(2) 支 出 総 額	0円	
政治団体の名称	鈴木いさお後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	鈴 木 勲	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	杉戸町議会議員	
報 告 年 月 日	平成19年10月15日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	0円	
(2) 支 出 総 額	0円	
政治団体の名称	鈴木かつえ後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	鈴 木 かつえ	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
報 告 年 月 日	平成19年10月11日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	9,600円	
(2) 支 出 総 額	2,318円	
政治団体の名称	武川重次後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	田 口 邦 雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	さいたま市議会議員	
報 告 年 月 日	平成19年10月 3 日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	0円	
(2) 支 出 総 額	0円	
政治団体の名称	せんが洋子後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	千 賀 洋 子	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	鶴ヶ島市議会議員	
報 告 年 月 日	平成19年10月 5 日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	0円	
(2) 支 出 総 額	0円	
政治団体の名称	田口くにお政経懇話会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	田 口 邦 雄	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	さいたま市議会議員	
報 告 年 月 日	平成19年10月 3 日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	0円	
(2) 支 出 総 額	0円	
政治団体の名称	武川重次後援会	
資金管理団体の届出をした者の氏名	武 川 重 次	
資金管理団体の届出に係る公職の種類		
報 告 年 月 日	平成19年10月11日	
(平成19年分)		
1 収入・支出の総額		
(1) 収 入 総 額	9,600円	
(2) 支 出 総 額	2,318円	
政治団体の名称	鈴木かつえ後援会	

イ 本年収入額	7,282円	イ 人件費	360,000円
(2) 支出総額	9,600円	(イ) 光熱水費	24,000円
2 収入・支出の内訳		(ウ) 備品・消耗品費	48,000円
(1) 収入の内訳		(エ) 事務所費	120,000円
ア 寄附		イ 政治活動費	
(ウ) 寄付		(ウ) 寄附・交付金	1,000,000円
a 個人からの寄附	7,278円	合計	1,552,000円
イ その他の収入			
10万円未満の収入	4円	1 収入・支出の総額	
〔寄附の内訳〕		(平成19年分)	
ア 個人からの寄附		(1) 収入総額	436,000円
(寄附者の氏名)	(金額)	ア 前年繰越額	436,000円
その他の寄附	7,278円	イ 本年収入額	0円
(2) 支出の内訳		(2) 支出総額	436,000円
ア 政治活動費		2 収入・支出の内訳	
(ウ) その他の経費	9,600円	(1) 支出の内訳	
ア 経常経費		ア 経常経費	
(イ) 人件費	270,000円	(ウ) 人件費	270,000円
(イ) 光熱水費	20,000円	(イ) 光熱水費	20,000円
(ウ) 備品・消耗品費	36,000円	(ウ) 備品・消耗品費	36,000円
(エ) 事務所費	110,000円	(エ) 事務所費	110,000円
合計	9,600円	合計	436,000円
政治団体の名称	直心会	政治団体の名称	富口ますお町政懇話会
資金管理団体の届出をした者の氏名	島野直	資金管理団体の届出をした者の氏名	富口満壽夫
資金管理団体の届出に係る公職の種類	埼玉県議会議員	資金管理団体の届出に係る公職の種類	越生町議会議員
報告年月日	平成19年10月12日	報告年月日	平成19年10月26日
(平成18年分)		(平成19年分)	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,988,000円	(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	1,988,000円	(2) 支出総額	0円
イ 本年収入額	0円		
(2) 支出総額	1,552,000円		
2 収入・支出の内訳			
(1) 支出の内訳			
ア 経常経費			
政治団体の名称			
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
報告年月日			
(平成19年分)			
政治団体の名称			
資金管理団体の届出をした者の氏名			
資金管理団体の届出に係る公職の種類			
報告年月日			
(平成19年分)			

報告年月日 平成19年10月5日  
(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
(2) 支出総額

政治団体の名称 **中村こうじ政経懇話会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 中村孝治  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 川越市議会議員  
報告年月日 平成19年10月5日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
(2) 支出総額

政治団体の名称 **根岸きよ子後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 根岸清子  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 深谷市議会議員  
報告年月日 平成19年10月23日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
(2) 支出総額

政治団体の名称 **野沢きよこ後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 野沢喜代子  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 深谷市議会議員  
報告年月日 平成19年10月22日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
(2) 支出総額

政治団体の名称 **二場康江後援会**  
報告年月日 平成19年10月30日  
(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額  
(2) 支出総額

政治団体の名称 **増田いくお後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 増田育夫  
資金管理団体の届出に係る公職の種類 幸手市議会議員  
報告年月日 平成19年10月10日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額  
(1) 収入総額

ア 前年繰越額  
イ 本年収入額  
(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳  
ア 寄附

付  
(イ) 寄附  
a 政治団体からの寄附

合計  
〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)  
公明党埼玉県本部

(2) 支出の内訳  
ア 政治活動費  
イ 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費  
合計

0円  
0円  
0円

250,000円  
0円

250,000円  
250,000円

250,000円  
250,000円

(事務所の所在地)

さいたま市

250,000円

250,000円

250,000円

政治団体の名称 **丸山しんじ後援会**  
 報告年月日 平成19年10月31日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **みらいクラブ**

報告年月日 平成19年10月19日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **村田まさよし後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **村田正佳**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **鴻巣市議会議員**

報告年月日 平成19年10月23日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

4,725円

0円

4,725円

4,725円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

(ア) 寄 付

a 政治団体からの寄附

合 計

4,725円

4,725円

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称)

(金額)

(事務所の所在地)

その他の寄附

4,725円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費

合 計

4,725円

4,725円

政治団体の名称 **やはぎ一三後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **矢作一三**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **幸手市議会議員**

報告年月日 平成19年10月3日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **若月まさる後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **若月勝**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **鴻巣市議会議員**

報告年月日 平成19年10月23日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

0円

0円

政治団体の名称 **わたなべ四郎後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **渡辺四郎**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **鴻巣市議会議員**

報告年月日 平成19年10月31日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

267,781円



ア	前年繰越額	267,781円
イ	本年収入額	0円
(2)	支出総額	267,781円
2	収入・支出の内訳	
(1)	支出の内訳	
ア	経常経費	
(ア)	備品・消耗品費	145,261円
イ	政治活動費	
(イ)	機関紙誌の発行その他の事業費	122,520円
a	宣伝事業費	122,520円
合	計	267,781円

政治団体の名称 **社会民主党所沢支部**

報告年月日 平成19年10月2日

(平成7年分)

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	2,036,664円
ア	前年繰越額	136,664円
イ	本年収入額	1,900,000円
(2)	支出総額	0円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
ア	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,900,000円
	社会民主党埼玉県連合	1,900,000円
合	計	1,900,000円
	(平成8年分)	
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	3,556,664円
ア	前年繰越額	2,036,664円
イ	本年収入額	1,520,000円
(2)	支出総額	0円
2	収入・支出の内訳	

(1)	収入の内訳	
ア	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1,520,000円
	社会民主党埼玉県連合	1,520,000円
合	計	1,520,000円
	(平成9年分)	
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	4,156,664円
ア	前年繰越額	3,556,664円
イ	本年収入額	600,000円
(2)	支出総額	0円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
ア	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	600,000円
	社会民主党埼玉県連合	600,000円
合	計	600,000円
	(平成10年分)	
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	4,756,664円
ア	前年繰越額	4,156,664円
イ	本年収入額	600,000円
(2)	支出総額	0円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
ア	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	600,000円
	社会民主党埼玉県連合	600,000円
合	計	600,000円
	(平成11年分)	
1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	5,116,664円
ア	前年繰越額	4,756,664円
イ	本年収入額	360,000円
(2)	支出総額	0円

2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
ア 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
社会民主党堺玉県連合		360,000円		
合 計		360,000円		
	(平成12年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成13年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成14年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成15年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成16年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成17年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成18年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成19年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		5,116,664円		
ア 前年繰越額		5,116,664円		
イ 本年収入額		0円		
(2) 支出総額		0円		
	(平成19年10月11日)			
政治団体の名称	自由民主党大滝支部			
報告年月日	平成19年10月11日			
	(平成17年分)			
1 収入・支出の総額				
(1) 収入総額		85,592円		
ア 前年繰越額		61,592円		
イ 本年収入額		24,000円		
(2) 支出総額		85,592円		
2 収入・支出の内訳				
(1) 収入の内訳				
		5,116,664円		

ア 党費又は会費	24,000円	(2) 支出総額	0円
合計	(10人) 24,000円	(平成19年分) 1 収入・支出の総額	877,714円
(1) 支出の内訳		(1) 収入総額	877,714円
ア 経常経費		ア 前年繰越額	877,714円
イ 政治活動費	8,000円	イ 本年収入額	0円
ロ 組織活動費	9,660円	(2) 支出総額	0円
ハ 選挙関係費	67,932円		
合計	85,592円	政治団体の名称 自由民主党横瀬支部	
(平成18年分)		報告年月日 平成19年10月10日	
1 収入・支出の総額		(平成17年分)	
(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	107,768円
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	9,368円
(平成19年分)		イ 前年繰越額	98,400円
1 収入・支出の総額		(2) 支出総額	107,000円
(1) 収入総額	0円	2 収入・支出の内訳	
(2) 支出総額	0円	(1) 収入の内訳	98,400円
		ア 党費又は会費	(41人) 98,400円
政治団体の名称 自由民主党埼玉県塩竈支部		合計	98,400円
報告年月日 平成19年10月15日		(2) 支出の内訳	
(平成17年分)		ア 政治活動費	107,000円
1 収入・支出の総額		ロ 組織活動費	107,000円
(1) 収入総額	877,714円	合計	15,169円
ア 前年繰越額	877,714円	(1) 収入総額	768円
イ 本年収入額	0円	ア 前年繰越額	14,401円
(2) 支出総額	0円	イ 本年収入額	0円
(平成18年分)		1 収入・支出の総額	
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	15,169円
(1) 収入総額	877,714円	ア 前年繰越額	768円
ア 前年繰越額	877,714円	イ 本年収入額	14,401円
イ 本年収入額	0円	(2) 支出総額	0円
(2) 支出総額	0円	2 収入・支出の内訳	

(1) 収入の内訳									
ア 党費又は会費	14,400円	1 収入・支出の総額							
イ その他の収入	(6人)	(1) 収入総額	0円						
合計	1円	(2) 支出総額	0円						
	14,401円	(平成18年分)							
	(平成19年分)	1 収入・支出の総額							
1 収入・支出の総額		(1) 収入総額	0円						
(1) 収入総額	33,204円	(2) 支出総額	0円						
ア 前年繰越額	15,169円	(平成19年分)							
イ 本年収入額	18,035円	1 収入・支出の総額							
(2) 支出総額	33,204円	(1) 収入総額	0円						
2 収入・支出の内訳		(2) 支出総額	0円						
(1) 収入の内訳									
ア 党費又は会費	18,000円	政治団体の名称	税理士による土屋品子後援会						
イ その他の収入	(8人)	報告年月日	平成19年10月31日						
合計	35円	(平成12年分)							
(2) 支出の内訳	18,035円	1 収入・支出の総額	21,612円						
ア 政治活動費	33,204円	(1) 収入総額	21,612円						
イ 組織活動費	33,204円	ア 前年繰越額	0円						
合計	33,204円	イ 本年収入額	0円						
	(平成13年分)	(2) 支出総額	0円						
政治団体の名称	かたの庄一後援会	1 収入・支出の総額							
報告年月日	平成19年10月5日	(1) 収入総額	21,612円						
	(平成15年分)	ア 前年繰越額	21,612円						
1 収入・支出の総額	0円	イ 本年収入額	0円						
(1) 収入総額	0円	(2) 支出総額	0円						
(2) 支出総額	0円	(平成14年分)							
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	30,000円						
(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	21,612円						
(2) 支出総額	0円	ア 前年繰越額	8,388円						
1 収入・支出の総額		イ 本年収入額							
(1) 収入総額	0円								
(2) 支出総額	0円								

(2) 支出総額				30,000円	1 収入・支出の総額				0円
2 収入・支出の内訳					(1) 収入総額				0円
(1) 収入の内訳					(2) 支出総額				0円
ア 寄附									
ア 寄附									
付									
a 個人からの寄附				8,388円	政治団体の名称	そのだ照吉後援会			
合 計				8,388円	報告年月日	平成19年10月4日			
〔寄附の内訳〕					(平成12年分)				
ア 個人からの寄附					1 収入・支出の総額				0円
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)			(1) 収入総額				0円
その他の寄附	8,388円				(2) 支出総額				0円
(2) 支出の内訳					(平成13年分)				
ア 経常経費				300,000円	1 収入・支出の総額				0円
ア 経常経費				300,000円	(1) 収入総額				0円
イ 事務所費				300,000円	(2) 支出総額				0円
合 計				300,000円	(平成14年分)				
(平成15年分)					1 収入・支出の総額				0円
1 収入・支出の総額					(1) 収入総額				0円
(1) 収入総額				0円	(2) 支出総額				0円
(2) 支出総額				0円	(平成15年分)				
(平成16年分)					1 収入・支出の総額				0円
1 収入・支出の総額					(1) 収入総額				0円
(1) 収入総額				0円	(2) 支出総額				0円
(2) 支出総額				0円	(平成16年分)				
(平成17年分)					1 収入・支出の総額				0円
1 収入・支出の総額					(1) 収入総額				0円
(1) 収入総額				0円	(2) 支出総額				0円
(2) 支出総額				0円	(平成17年分)				
(平成18年分)					1 収入・支出の総額				0円
1 収入・支出の総額					(1) 収入総額				0円
(1) 収入総額				0円	(2) 支出総額				0円
(2) 支出総額				0円	(平成18年分)				
(平成19年分)					1 収入・支出の総額				0円



(1) 収入総額	0円	1 収入・支出の総額	0円
(2) 支出総額	0円	(1) 収入総額	0円
(平成19年分)		(2) 支出総額	0円

埼玉県選管告示第百三十六号

平成十九年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

(平成19年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主たる事務所の所在地	届 出 年 月 日
小 野 潔	吉川市議会議員	小野きよし後援会	吉川市中曾根二―一六―六	平成十九年 十月二十六日
神 谷 大 輔	朝霞市議会議員	神谷大輔後援会	朝霞市東弁財三―四―六	平成十九年 十月 九日
小 林 金 治	寄居町議会議員	こばやし金治後援会	大里郡寄居町三ヶ山四四	平成十九年 十月二十二日
長 澤 純	上尾市議会議員	ながさわ純後援会	上尾市瓦葺二八二六―一	平成十九年 十月 一日
			コスモ東大宮一〇二	
藤 本 初 江	上尾市議会議員	働くかあさんの会	上尾市小泉四一五―二	平成十九年 十月二十二日
本 山 好 子	朝霞市議会議員	もとやまよし子後援会	朝霞市本町一―三三―四八―六〇一	平成十九年 十月 十二日

埼玉県選管告示第百三十七号

平成十九年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があつた。

(平成19年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日
醍 醐 清	埼玉県議会議員	仲清会	公職の種類	埼玉県議会議員	朝霞市議会議員	平成十九年 十月二十三日
丸 山 眞 司	埼玉県議会議員	丸山眞司政策研究所	届出者の氏名(代表者の氏名)	丸山眞司	丸山眞司	平成十九年 十月三十一日
			公職の種類	埼玉県議会議員	上里町議会議員	同
			名称	丸山眞司政策研究所	丸山眞司を育てる会	同
			主たる事務所の所在地	児玉郡上里町神保原町二六八	本庄市小島南四―一―一	同

埼玉県選管告示第百三十八号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

(平成19年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
石塚 眞	さいたま市議会議員	石塚眞後援会	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 三日
磯部 孝司	川口市議会議員	いそべ孝司後援会	平成十九年 十月 十六日	平成十九年 十月 十七日
川島 裕代	北本市議会議員	川島ひろよ後援会	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 十月 三十一日
志賀 久男	川口市議会議員	志賀久男後援会	平成十九年 九月 二十八日	平成十九年 十月 一日
島野 直	埼玉県議会議員	直心会	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十二日
霜田 雅弘	さいたま市議会議員	しもだ雅弘後援会	平成十九年 十月 十二日	平成十九年 十月 十二日
鈴木 勲	杉戸町議会議員	鈴木いさお後援会	平成十九年 十月 十五日	平成十九年 十月 十五日
鈴木 勝江	嵐山町議会議員	鈴木かつえ後援会	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 三日
千賀 洋子	鶴ヶ島市議会議員	せんが洋子後援会	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 五日
田口 邦雄	さいたま市議会議員	田口くにお政経懇話会	平成十九年 十月 二日	平成十九年 十月 三日
富口 満壽夫	越生町議会議員	富口ますお町政懇話会	平成十九年 九月 三十日	平成十九年 十月 二十六日
中村 孝治	川越市議会議員	中村こうじ政経懇話会	平成十九年 十月 五日	平成十九年 十月 五日
根岸 清子	深谷市議会議員	根岸きよ子後援会	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 二十三日
野沢 喜代子	深谷市議会議員	野沢きよこ後援会	平成十九年 十月 二十二日	平成十九年 十月 二十二日
増田 育夫	幸手市議会議員	増田いくお後援会	平成十九年 十月 十日	平成十九年 十月 十日
村田 正佳	鴻巣市議会議員	村田まさよし後援会	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 二十三日
矢作 一三	幸手市議会議員	やはぎ一三後援会	平成十九年 十月 三日	平成十九年 十月 三日
若月 勝	鴻巣市議会議員	若月まさる後援会	平成十九年 十月 二十三日	平成十九年 十月 二十三日
渡辺 四郎	鴻巣市議会議員	わたなべ四郎後援会	平成十九年 十月 三十一日	平成十九年 十月 三十一日

平成十九年十一月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

包

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉印刷センター http://www.pref.saitama.lg.jp/A1/BA0/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六一―二九〇(代表)